



水道・下水道
Q&A

1 料金について

(1) 料金のしくみ

Q^① 宇都宮市の上下水道料金は、
どのようなしくみですか？

A <水道料金>

- ①**基本料金**：水道メーターの口径ごとに定額。口径が大きくなるに従い高くなります。
 - ②**従量料金**：使用水量に応じて変動し、使用水量が多くなるに従い高くなります。
- ①+②がお客様にお支払いいただく水道料金です。
なお、一般のご家庭（水道メーター13～25mm）では、使用水量が2か月で10m³以下の場合
は、基本料金のみとなります。

<下水道使用料>

- ①**基本料金**：定額
 - ②**従量料金**：使用水量に応じて変動し、使用水量が多くなるに従い高くなります。
- ①+②がお客様にお支払いいただく下水道使用料です。
なお、使用水量が2か月で20m³以下の場合は、基本料金のみとなります。

問 経営企画課 企画財政広報グループ ☎633-3230

Q^② 上下水道料金はどのように
計算されるのですか？

A 上下水道局では、2か月に1度検針を行い、2か月分の料金をお客様にご請求しています。
なお、口座振替をご利用のお客様は、隔月振替・毎月振替を選択することができます。

例) 一般家庭（口径20mm）で2か月間の使用水量が0～10m³の場合
・水道料金2,552円 下水道使用料2,420円 合計4,972円（消費税率10%込）

使用水量が10m³を超える場合は、1m³ごとに料金を算出し、基本料金と合わせてお支払いいただきます。水道料金は、メーターの口径により異なります。 ⇒24～25ページ 料金表参照

◆使用水量が0m³の場合も基本料金は発生します。
水道を使用しない場合は、お客さま受付センター（☎633-1300）まで休止のご連絡をお願いします。

◎ 集合住宅等で総代人(所有者・管理人・管理会社等)に一括して料金を請求している場合
特定の要件を満たした集合住宅については、建物全体の使用水量を入居戸数で平均化し、料金を算定しています。算定した料金は、本局に届け出されている総代人の方へ請求しておりますので、入居されている方の個別の請求額については、総代人の方へご確認ください。
なお、総代人の方は入居戸数に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q³

上下水道料金が各市町村によって違うのは、なぜですか？

A

上下水道料金は、事業を運営する事業者ごとに違います。それは、水源からの距離や地形、原水の水質などの差により、かかる経費が異なってしまうためです。

問 経営企画課 企画財政広報グループ ☎633-3230

Q⁴

上下水道料金のお得な割引制度がありましたら教えてください。

A

- ①口座振替割引制度（水道）：通常振替日に振替できた場合、2か月につき50円（税込）、1か月につき25円（税込）を割引する制度です。なお、口座振替割引は、再振替や未納のあるお客様、下水道のみご利用のお客様は、適用になりません。
- ②大口需要者特約制度（水道）：1か月に概ね3,000㎡以上水道水を使用する大口のお客様に対し、渇水時の使用抑制を条件に、一定の基準水量を超えて使用した水道水を、通常より低額な単価でご提供する制度です。

問 お客様受付センター ☎633-1300

Q⁵

漏水により水量が多くなりました。減額制度はありますか？

A

水道メーターから先の宅地内において漏水修繕を行った場合、漏水箇所によって水道料金等の減額制度が適用されます。

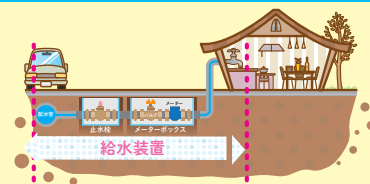
◆減額対象となる場合

- ・地下および壁中の配管からの漏水
- ・受水槽または高架水槽の故障（初回のみ）

◆減額対象とならない場合

- ・使用者等が漏水の事実を知りながら修繕を怠った場合
- ・使用者等が改善・修繕工事の指示に従わなかった場合
- ・無届工事による給水装置からの漏水の場合
- ・蛇口・トイレ等、漏水の事実が容易に確認できる場合
- ・給湯設備、クーリングタワー等の設備に漏水があった場合
- ・給水装置の設置工事完了後1年未満のもので漏水があった場合
- ・お客様自身が給水管等を破損した場合

給水装置とは、水を供給するために、水道事業者の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことをいいます。



問 検針受付センター ☎683-5300

(2) 料金の支払い

Q⁶

どのような支払い方法がありますか？

A

口座振替か、納付書で取扱金融機関、コンビニエンスストア、市の地区市民センター・出張所、上下水道局、スマートフォンアプリで支払う方法のいずれかになります。コンビニエンスストアは全国どこでもお支払いになれます。(ゆうちょ銀行は口座振替のみ)

なお、クレジットカードによるお支払いは取り扱っておりません。

⇒4ページ 取扱金融機関参照



〈スマートフォンアプリによるお支払いについて〉

本局が送付する納付書のバーコードを、スマートフォンなどのモバイル端末のカメラで読み込むことにより、水道料金・下水道使用料等の支払いができます。

銀行やコンビニエンスストアに行く手間が省け、「いつでも・どこでも・簡単に」お支払いができます。

〈対応スマートフォンアプリ〉

au PAY (請求書支払い)、d払い請求書払い、Fami pay 請求書支払い、J-Coin 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、PayB、PayPay 請求書払い、銀行Pay (ゆうちょPay等)、楽天銀行コンビニ支払サービスがご利用いただけます。

各アプリの利用方法については、各社のホームページをご参照ください。

au PAY

d払い d払い

Fami Pay

J
Jcoin

LINE Pay
請求書支払い

pb
PayB

PayPay

ゆうちょPay

Rakuten
楽天銀行

◎詳しくはホームページをご確認ください

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/josuido/user/ryokin/1022046.html>

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q⁷

納入期限の過ぎてしまった納付書でも支払いできますか？

A

納入期限の過ぎてしまった納付書では、コンビニエンスストアではお支払いいただけませんが、取扱金融機関や市の地区市民センター・出張所、上下水道局で支払うことができます。
(ゆうちょ銀行、常陽銀行ではお取り扱いできません)

⇒ページ下段 取扱金融機関参照

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q⁸

口座振替の申込みはどのようにしたらよいのでしょうか？

A

市内に本店または支店のある各金融機関の窓口か上下水道局へ、検針票または領収書、通帳と印鑑をお持ちになってお申込みください。

上下水道局ホームページより申込用紙をダウンロードし、郵送で手続きすることもできます。申込用紙の送付をご希望のお客様は、下記までご連絡ください。

⇒ページ下段 取扱金融機関参照

問 お客さま受付センター ☎633-1300

<取扱金融機関>

- ◆銀行 みずほ、りそな、埼玉りそな、山形、東邦、群馬、足利、常陽、東日本、大東、
栃木、筑波、ゆうちょ
- ◆信用金庫 栃木、烏山、鹿沼相互
- ◆JA 宇都宮
- ◆その他 中央労働金庫、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合

※三井住友銀行、三菱UFJ銀行は取扱金融機関ではありませんので、ご注意ください。

※ゆうちょ銀行、常陽銀行では、納付書によるお支払いはできません。



Q⁹

口座振替にすると料金が割引になるのですか？

A

口座振替をご利用のお客様は、毎月振替または隔月振替を選択でき、1か月につき25円(税込)を割引いたします。なお、口座振替割引は、再振替や未納のあるお客様、下水道のみご利用のお客様は適用になりません。

問 お客様受付センター ☎633-1300

Q¹⁰

口座振替をする場合、水道の利用者と口座名義人が異なっていてもよいのでしょうか？

A

差し支えありません。

問 お客様受付センター ☎633-1300

Q¹¹

引越してきたのですが、まだ納付書が届かないのですが？

A

上下水道料金は後払いのため、初回の納付書のお届けまで、開栓から約2~4か月程度かかる場合があります。なお、郵便局への転居手続きがお済みでない場合、郵便物が発送者へ返送されることがありますので、ご確認ください。

問 お客様受付センター ☎633-1300

(3) 検針と水道メーター

Q¹² 検針は毎月行っているのですか？

A 水道メーターの検針は、2か月に1度行い、2か月分の水道使用量を計量しています。メーターを検針する月は地区によって偶数月と奇数月に分かれています。

検針日がいつになるかについては、下記までお問合せください。



問 検針受付センター ☎683-5300

1
コラム
column

検針時にお願いしたいこと



●メーターボックスの近くに犬をつながないでください。



●メーターボックスの上には、物を置かないでください。



●メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。

Q¹³

水道メーターの見方について教えてください。

A

水道メーターは次のように表示されています。

パイロットマーク
(水の使用時に回転します。)



1目盛で1立方メートル
(1,000リットル)

1目盛で100リットル

1目盛で10リットル

1目盛で1リットル

問 検針受付センター ☎683-5300

Q¹⁴

定期的にメーターを取り替えているのはなぜですか？

A

計量法という法律で水道メーターの有効期限は8年と定められています。適正に使用水量を計測していくため、有効期限が切れる前に、上下水道局の費用負担により定期的に交換しています。

問 お客様サービス課 管理グループ ☎633-3188

Q¹⁵

水道メーターの入っているボックスが破損しました。修理はどうしたらいいですか？

A

水道メーターの入っているボックスは、蓋も含めてお客様の所有物です。修理費用はお客様のご負担になります。修理については指定給水装置工事事業者へお問合せください。

⇒26～28ページ 指定工事店一覧表参照

問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164